

令和 7 年度（2025 年度）
水圧調査業務委託特記仕様書

履行場所 熊本市内一円

履行期間 契約締結日 ～ 令和 7 年（2025 年）11 月 19 日

熊本市上下水道局 維持管理部 水運用課

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 適用範囲

- (1) この仕様書は、熊本市上下水道局が委託する水圧調査業務委託に適用する。
- (2) 本業務の履行にあたっては、熊本市上下水道局制定「上下水道業務委託共通仕様書（水道編）」（令和6年（2024年）5月（以下「共通仕様書」という。））によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。本設計図書には、「共通仕様書」は添付していないことから、熊本市上下水道局ホームページからダウンロードして使用すること。

2. 現場責任者、調査技師、調査助手、調査補助員

- (1) 受託者は委託契約書第9条に基づき現場責任者を選定しなければならない。
- (2) 調査技師は、水圧調査業務及び管路等管理業務に精通し、業務統括、計画、立案、指導を行い、実務経験7年以上を有する者。
なお、資格については、調査員経歴書提出の上、局により判断する。
- (3) 調査助手は、水圧調査の作業を習熟し、実務経験1年以上の者。
なお、資格については、調査員経歴書提出の上、局により判断する。
- (4) 現地調査を行う者（以下「調査員」という）は、調査助手1名以上、調査補助員1名以上で調査を行い、交通誘導警備員1名以上を同行させること。

第2節 業務実施

1. 作業計画作成

- (1) 受託者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載することとする。
 - ア) 業務概要
 - イ) 実施方針
 - ウ) 実務工程
 - エ) 業務組織計画
 - オ) 打合せ計画
 - カ) 成果品の品質を確保するための計画
 - キ) 成果品の内容、部数
 - ク) 連絡体制（緊急時含む）
 - ケ) 使用する主な機械
 - コ) その他委託者が定める事項

- (3) 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画を提出しなければならない。

2. 安全対策

- (1) 受託者は、業務実施に際し事故防止に努めなければならない。
- (2) 現場作業は、保安対策を施すとともに、交通誘導警備員を1名以上配置し、事故防止に万全を期さなければならない。
- (3) 受託者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人命損傷を生じた事故または、第三者に損害を与えた事故が発生した場合は、緊急の措置を施した後、遅滞なくその状況を調査職員に報告すること。事故により消火栓等を破損した場合の措置については、調査職員の指示を受けなければならない。
- また、事故に対しては、天災を除き受託者の責任においてすべて処置するものとする。

3. 公害防止

調査の実施に際し、騒音等、公害発生については関係法規、法令を厳守すること。付近住民の生活及び営業に支障があると思われる場合には、付近住民及び調査職員と協議のうえ調査を行わなければならない。また、測定作業時の放水により周辺管路の濁水等が発生しないよう十分注意しなければならない。

4. 成果品作成

受託者は、調査職員と協議の上、下記の成果品を提出しなければならない。部数については次項提出書類のとおり。

(業務記録写真帳)

業務記録写真は、1箇所撮影を洗管作業・水圧計設置作業・水圧計撤去作業・安全対策の計4枚を1セットとし、25箇所分撮影すること。その内訳は、各区5箇所ずつとする。

(水圧測定データ記録紙・一覧) ※様式については別紙2参照。

水圧計設置1箇所毎に水圧測定データ記録紙を作成する。記入する水圧値は移動平均値とし、移動平均データ数は20とする。

水圧測定データ一覧表を作成する。一覧表には別添の設置箇所一覧表に住所、設置日、水圧値(最小・最大)を記入すること。

提出は印刷物及び電子データとし、電子データはCD-R等により提出する。

電子データには水圧計から出力した生データも併せて提出すること。(形式は調査職員の指示によるものとし、ファイル名称は水圧計設置No.とする。)

5. 提出書類

(1) 契結後、業務開始までに速やかに提出する書類

1. 着 手 届	1 部
2. 業務工程表	1 部
3. 業務計画書	1 部
4. 現場責任者	1 部
5. 調査員経歴書（調査技師、調査助手）	1 部
6. 水圧計点検証明書	1 部
7. 身分証明書発行願	1 部

(2) 定期的に提出する書類

1. 作業報告書（別紙 1 参照）
2. 水圧計設置予定表（翌週 1 週間分を書面にて提出）

(3) 随時提出する書類

1. 打合せ議事録
2. その他調査職員が指示する書類

(4) 業務完了時に提出する書類

1. 完 了 届	1 部
2. 業務完了納品書	1 部
3. 口座支払請求書	1 部
4. 成 果 品	
業務記録写真帳	1 冊
水圧測定データ記録紙・一覧（印刷物・CD等）	2 組

※水圧測定データ記録紙については別紙 2 参照。

第2章 水圧測定業務

第1節 一般事項

1. 業務一般

受託者は、業務着手前に所定の設計書、現場説明等に基づいて現地調査し、交通状態、その他業務を実施する際、注意を要する事項について綿密に調査を実施しなければならない。

2. 業務進捗状況

受託者は、常に業務の進捗状況に注意し、予定の業務工程と実績を常に比較検討し業務の進行を図らなければならない。特に業務に期限を定められた部分については、調査職員と十分に協議し、工程の進行に留意しなければならない。

3. 作業予定表

受託者は、水圧計設置予定表を調査職員及び消防局担当者に提出すること。

なお、下記の事項に関しては、調査職員の検印を必要とする。

- (ア) 業務の管理に関し、事実の確認を証明する事項。
- (イ) 関係機関との協議事項。
- (ウ) 調査職員との協議事項。
- (エ) その他必要事項。

4. 調査員の服務

- (1) 調査員は、上下水道局が証明する身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを呈示すること。また、当局委託業務員であると自覚をもち作業服、作業帽、安全ベストを必ず着用すること。尚、地域住民と接する場合は、誠実な態度で応じなければならない。
- (2) 調査員は、業務のため私有地内に立ち入る時は、その主旨を所有者（使用者）に告げ了解を得なければならない。

5. 調査用図面

調査用の図面は、特に指定しない限り原則として、熊本市上下水道局上水道管理図（以下「管理図」という）及び住宅地図を使用する。

6. 使用機材

業務に必要な機器及び消耗品は、整備を充分に行い測定値に狂いがあることはない。もし、機器に不備な点があると調査職員が認めた場合、直ちに再調査または取り替えをしなければならない。

なお水圧計は、1年以内に点検を受けた機器を使用すること。

7. 作業内容

(水圧計設置箇所) ※詳細については別添の一覧表参照。

中央区61箇所、東区99箇所、西区142箇所、南区107箇所、
北区191箇所、計600箇所。

第2節 調査業務

1. 業務計画

現場業務に入るまでの業務計画は、水圧計設置箇所の現地調査等を行い調査の目的を十分把握して行うこと。

2. 調査方法

- (1) 水圧計は、原則としてデータログを使用すること。また、データログの使用にあたっては以下の点に留意すること。
 - ・ 測定間隔は2秒とする。
 - ・ 測定時間は24時間とする。
 - ・ 水圧測定に用いる圧力センサーについては、測定箇所に適した仕様のものを使用しデータログの設定には十分注意すること。
- (2) 設置する消火栓については、局の指示によるが設置箇所が困難な場合については、調査職員に報告し受託者と協議の上、設置箇所を決定する。
- (3) 水圧計設置予定箇所については、前週の始め(月曜日)に1週間分を書面により調査職員及び消防局に提出すること。尚、変更があった場合は速やかに調査職員及び消防局に変更届を提出すること。
- (4) 熊本市の消火栓放水口は、ねじ込み式と、町野式が混在しているため、常に両方のカップリングを用意し、計画的に調査を行うこと。
- (5) 水圧計の設置については、正確な測定のために設置前に洗管を行い濁水・エア等を十分除去したことを確認した後、設置を行うこと。洗管にあたっては消火栓スタンドを立て、バケツ等に水を溜め洗管水の確認を行うこと。濁水等異常があった場合は、速やかに調査職員に報告し対策を講じること。尚、洗管水が宅地等に流れ込まないよう注意すること。
- (6) 水圧計を撤去した際、消火栓が完全に止水できているかの確認を十分に行うこと。水圧計設置前後で漏水等の異常がないか確認し、異常が認められた場合は、調査職員に速やかに報告し指示を受けること。
- (7) 設置した器具類は、確実に取り外しを行い、カップリングの取り外し忘れがないように、現場毎にその都度再確認をしなければならない。(これは、消火活動に重大な影響をもたらす為、厳に気を付けること。)
- (8) 作業後の消火栓の蓋は、段差等が無いよう確実に閉めること。
- (9) 作業後は、泥・ゴミ等が残らないように清掃を行うこと。
- (10) 本調査業務で測定したデータは直圧給水検討の際の参考とするため、水圧測定作業は9月末までに完了すること。

3. 測定結果の検証・記録紙の作成

測定結果のデータを基に、水圧測定データ記録紙を作成する。記録紙の作成に当たっては前年度のデータ並びに配水区のHWL等を参考に今回の測定結果を検証し異常水圧と思われる箇所については、調査職員に報告し指示を受け、再調査を行うこと。

再調査に伴う水圧計の再設置もしくは、近隣消火栓への設置位置を変えた再調査については、設計変更の対象としない。

第3章 その他

1. 設計変更について

- (1) 原則として、調査箇所数の変更は行わない。ただし、配水区等の変更により、調査職員が設置箇所について不適と判断した箇所においては、設置箇所の変更を指示できるものとする。また、これによる設計変更は行わない。
- (2) 第2章第2節3. 測定結果データの検証により、今回測定値が異常であると考えられる際には、調査職員の指示により再調査を指示できるものとする。また、これによる設計変更は行わない。

2. 測定機器の保全について

調査箇所には、立ち上がり消火栓も含まれているため、測定機器の保全には十分注意すること。また、盗難等により損害を受けた場合においても、委託者側において、保障等は一切行わない。

3. 路面漏水の発見について

現地調査時、または移動中に水道漏水と思われる道路上の湧水、水たまり等を発見した場合、現地の住所を確認し直ちに調査職員へ報告すること。